

船舶インシデント調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年11月24日 11時30分ごろ
発生場所	鹿児島県出水郡長島町指江港西方沖 指江港防波堤北灯台から真方位282° 1.3海里付近 （概位 北緯32° 09.7′ 東経130° 05.3′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、帰航中、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年11月18日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、全長2.3m
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3 海象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者ほか知人1人が乗り、指江港沖で釣りを行っていたところ、天候が悪化したので帰航することとし、同港西方沖を航行中、船外機が停止して始動できなくなった。</p> <p>本船は、操縦者が海上保安庁へ救助を要請し、来援した巡視艇に揚収された。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関整備業者が船外機を点検したところ、キャブレター及び排気口に塩が堆積し、排気口が塩で閉塞していることが確認された。</p> <p>船外機は、2馬力の4ストローク空冷式であった。</p> <p>本船は、これまで、航行中に船外機に波がかぶることが数回あった。</p>
分析	本船は、指江港西方沖を帰航中、船外機の排気口が堆積した塩で閉塞したことから、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船外機の排気口が堆積した塩で閉塞したため、船外機が停止して始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に船外機の点検及び整備を行うこと。